

# 平成25年玉村町議会第3回臨時会会議録第1号

---

平成25年6月28日（金曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成25年6月28日（金曜日）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第47号 玉村町職員及び特別職の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第4 玉議第 4号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	重田 正典 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	高井 弘仁 君
学校教育課長	川端 秀信 君		

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

## ○開会・開議

午前10時開会・開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年玉村町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（浅見武志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、15番島田榮一議員、1番笠原則孝議員の兩名を指名いたします。



## ○日程第2 会期の決定

◇議長（浅見武志君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る6月24日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員会での報告を申し上げます。

平成25年玉村町議会第3回臨時会議会運営委員長報告。

平成25年玉村町議会第3回臨時会が開催されるに当たり、去る6月24日午後1時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会には、町長から提案される議案が1議案と、議員発議による議案が1議案、あわせて2議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

平成25年玉村町議会第3回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。



### ○日程第3 議案第47号 玉村町職員及び特別職の給与の臨時特例に関する条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第3、議案第47号 玉村町職員及び特別職の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第47号 玉村町職員及び特別職の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までに支払われる職員の給与及び私ほか副町長及び教育長の給料を一定割合減額して支給するという特例について定めるものでございます。

まず、一般職員については、職務の級に応じ、2級以下の者は100分の1を、3級から4級の者は100分の2を、5級以上の者は100分の3を現在の給料から減じて支給することといたします。

このことに伴い、休職、育児部分休業や介護休暇等により給与を減額して支給する場合には、今回の特例を適用して算出した給料月額で支給することとなります。

また、特別職の給料については、町長が7%、副町長及び教育長が5%をそれぞれ減じて支給することとなります。

職員の給与に関しては、職員組合と数回にわたり交渉を行いました。組合側は理解を示し、本案のとおり妥結を見ました。特別職の給料に関しては、6月19日に特別職報酬等審議会を開催し、委員の皆様から意見を伺いました。本案のとおり削減率で諮問したところ、適当であるとの答申をいただいたところでございます。

国は、地方公務員の給与削減を念頭に、地方財政計画の給料単価等を減額し、地方固有の財源である地方交付税を減額してまいります。この交付税の減額分を職員の給与削減という形で対応することは、私にとりまして断腸の思いではありますが、住民サービスに影響を及ぼしてはならないということ等を第一に考え、決断をした次第であります。

なお、施行につきましては、平成25年7月1日から施行する旨を附則で定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

13番宇津木治宣議員。

[13番 宇津木治宣君発言]

◇13番(宇津木治宣君) 2点お尋ねをいたします。

先ほど来、提案理由の説明の中で……

◇議長(浅見武志君) マイクをお願いします。マイク。

◇13番(宇津木治宣君) 職員組合と話し合いが妥結をしたという話ですけれども、その話し合いの中でどのようなことで妥結をしたのか。提案理由の説明の中でも、本当にやむにやまれない、職員に対しての提案だったと聞いているわけですけれども、その辺の内容についてお尋ねいたします。

2つ目に、この条例案では3月31日までというふうに期限を切っているわけですけれども、底流に流れる国の流れは3月31日で終わらないという懸念もされる中、その部分についての対応についてはどう考えておられるのか、この2点をお尋ねいたします。

◇議長(浅見武志君) 総務課長。

[総務課長 高井弘仁君発言]

◇総務課長(高井弘仁君) まず、第1点目の職員組合との話し合いの状況ということだと思います。

当初は、やはり一番最初のときは、国から示されたような削減案の提示のほうをさせていただきました。町長も先ほども申し上げましたとおり、国が交付税のほうを勝手に削減してきて、給料の削減のほうを協力願いたいというのは、少し筋が違うのではないかというふうなことを考えているということも説明をさせていただきました。職員組合のほうもそのとおりでありまして、国がそこまで関与することは大変おかしいことではないかということでありました。その点は一致したのですが、そうはいっても、やはり交付税で住民サービスに少しでも影響を及ぼすということは残念なことなので、できる限り歩み寄るので、お互いに妥結してこの条例改正のほうを行いたいというふうな話をさせていただきまして、その後数回の話し合いが持たれました。

その結果、最終的に今回のような1%、2%、3%と職員の場合はそのような方向で町も相当譲歩していただいたということを職員組合のほうも察していただきまして、妥結したということでありませ

す。それから、3月31日という話なのですが、これは条例にもはっきりうたっておりますので、3月31日ということと考えております。これ以上の話が今後出てくるかどうかは、まだまだちょっとわからないところはあるのですが、その点については町長のほうも断固その辺は受け入れられないというような方向でいるというふうに町長とも話し合っております。

以上です。

◇議長(浅見武志君) 13番宇津木治宣議員。

[13番 宇津木治宣君発言]

◇13番(宇津木治宣君) 3月以降の話で、町長のほうからということで、町長のほうから直接こ

の件についてのお話をお聞かせください。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 今回ののは、あくまでも7月から3月までということの限定でこの話を進めてきました。私としては、それ以上のことは考えないというのが現状の今の考えでございます。

◇議長（浅見武志君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ○日程第4 玉議第4号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

◇議長（浅見武志君） 日程第4、玉議第4号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君登壇〕

◇6番（筑井あけみ君） 玉議第4号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、今般地方交付税が削減されることに伴い、一般職員の給与及び町三役である町長、副町長、教育長の給料を減額することとしたことを受け、我々議員としても、町行政を担う者として、

みずから身を切り、報酬月額を減額する必要があると判断し、玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うものです。

内容については、議員の報酬月額を7月1日から10月22日までの間、それぞれ5%を減じて支給することとするもので、本条例の附則に平成25年7月1日から同年10月22日までの間、議長については月額32万4,000円を30万7,800円に、副議長については月額26万6,000円を25万2,700円に、委員長については月額25万4,000円を24万1,300円に、議員については月額24万2,000円を22万9,900円にそれぞれ読みかえるものとする附則6を新たに加えるものです。

本案については、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、全委員を賛成者として提案させていただくこととなりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

## ○閉 会

◇議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成25年玉村町議会第3回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時15分閉会